様式第２

**受付番号：**

番　　　　号

２０　　年　　月　　日

補助事業者

代表者　　　　　　　殿

※「共同申請」で交付決定を行う場合は連名で記載

全国中小企業団体中央会

会　長　　森　　　　洋　　　㊞

長崎県地域事務局

長崎県中小企業団体中央会

会　長　　石丸　　忠重　　　　㊞

平成３０年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る

補助金交付決定通知書

　２０　　年　　月　　日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、２０　　年　　月　　日付け「平成３０年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金交付申請書（以下｢交付申請書｣という。）」記載のとおりとする。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税込み）

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

＜内　訳＞　　※　単体申請の場合は、以下内訳欄を削除してください。

＜幹事企業＞

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税込み）

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

＜共同申請者１＞

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税込み）

　　　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　　※　以下、必要に応じて追加してください。

３．補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。

４．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程（平成３１年２月１８日３０全中発第０２１８１５号。以下「交付規程」という。）で定めるところに従うこと。

　　なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則

（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

（４）経済産業省及び全国中央会、長崎県地域事務局が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること

（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

５．次に掲げる場合には、計画変更承認申請を行い、承認を受けなければならないので留意すること。

（１）補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助金交付申請時に取得するとしていた５０万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を変更しようとするとき。

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

　（ア）交付申請時に提出された様式１の補助事業計画書の２．事業内容に変更をもたらすものでない場合

　（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（４）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（５）補助事業の全部もしくは一部を他に承継させようとするとき。

６．補助事業者がＰＯファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の本会に対する補助金請求に当たっては、ＰＯファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、全国中央会は、補助事業者が当該指示する口座以外の口座を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はＰＯファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

７．上記のほか、本事業の実施に当たっては、全国中央会及び長崎県地域事務局の指示に従うこと。